

【保育料について】

保育料は、子ども・子育て新制度においては、世帯の町民税等により決定します。
4月～8月分は前々年中の収入から、9月～翌年3月分は前年中の収入から算定された町民税所得割額等により決定するため、年の途中で保育料が変更になる場合があります。
※保育料は税額控除(住宅借入金等特別控除・寄付金控除・配当控除等)適用前の町民税所得割課税額で算定します。

1 保育料の切り替え時期について

新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の町民税等に基づく保育料						当年度の町民税等に基づく保育料					

2 保育料（月額）について

保育料（月額）は、国が定める水準を上限に、由仁町が設定することになります。
保育料が決まりましたら、別途お知らせします。

【副食費について】

副食費は、所得状況等に応じて定められた月額の費用を負担することになります。
施設で異なっているため、詳細は入所希望施設でご確認願います。



問い合わせ

＜由仁町保健福祉課 福祉・児童担当＞
由仁町東栄87番地の1（由仁町健康元気づくり館）
電話 0123-83-4750 FAX 0123-83-3813

※窓口開庁時間は午前8時30分から午後5時までです。（土・日・祝日を除く）

令和6年度

特定教育・保育施設利用案内



【支給認定区分と利用可能施設】

保育所、認定こども園、幼稚園などの施設を利用する場合、「教育・保育給付の認定」を受けていただくことになります。要件によって異なりますので確認のうえ手続きをしてください。

支給認定区分	対象年齢	要件	町内で利用できる施設
1号認定 <教育標準時間>	満3～5歳	教育を希望する場合	にじいろこども園
2号認定 <保育標準時間／保育短時間>	満3～5歳	保育を必要とする事由に該当する場合	にじいろこども園 三川保育園
3号認定 <保育標準時間／保育短時間>	0～2歳		にじいろこども園 三川保育園

※現在、町内に幼稚園はありません。[1号認定をご希望の方は、直接にじいろこども園に申込みください。](#)次ページ以降は2号及び3号の手続きを記載しています。

由 仁 町

はじめに～

- A 入所を希望する時期により申込期間が変わります。（下表A参照）
- B 入所申込みには保育の必要性の認定を受ける必要があります。（下表B参照）
- C 保育を必要とする状況により添付書類が変わります。（下表C参照）

A 【入所申込みについて】

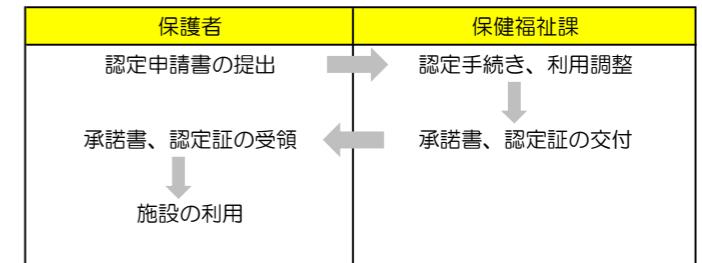
区分	申込期間
1 年度当初からの入所を希望	令和5年11月10日（金）から12月11日（月）まで
2 年度途中からの入所を希望	入所希望日の40日前から遅くても7日前まで

- 注1 入所については、申請順ではなく要件の審査により、入所順番を決定します。「早くに申し込むと優先して入所できる」ということではありません。
- 注2 入所に際しては、1週間程度「慣らし保育」を行います。これはお子さんを徐々に慣らすための期間で、預かり時間は通常より短くなります。
- 注3 入所期間は、保育を必要とする事由などに変更がない限り、承諾書の有効期間内は継続します。期間内にあっても保育の必要性の事由を満たさなくなった場合は、退所となります。

・令和6年度の年齢別クラス

クラス	生年月日
0歳	令和 5年（2023年）4月2日～
1歳	令和 4年（2022年）4月2日～令和 5年（2023年）4月1日
2歳	令和 3年（2021年）4月2日～令和 4年（2022年）4月1日
3歳	令和 2年（2020年）4月2日～令和 3年（2021年）4月1日
4歳	令和 元年（2019年）4月2日～令和 2年（2020年）4月1日
5歳	平成30年（2018年）4月2日～令和 元年（2019年）4月1日

【申請から利用までの流れ】



B 【すべての方が必要な書類】

区分	必要な書類
1	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設入所申込書（入所申込書）※保護者の本人確認書類が必要です。
2	保育を必要とすることを証明する書類 ※世帯の状況により必要書類が異なりますので、下表をご確認ください
3	家庭環境調査票

・町内施設の概要

区分	施設名・住所・電話	対象年齢	定員	保育時間
私立 学校法人 由仁学園	にじいろこども園（認定こども園） 由仁町本町318番地 83-2709	生後6か月から	80人	学校法人由仁学園のしおりを参照願います。
	三川保育園 由仁町三川泉町201番地の7 86-2544	生後6か月から	35人	

C 【保護者の状況に応じた保育の必要量及び添付書類】

保護者の状況	利用できる期間	保護者の状況	保育の必要量※1	必要な書類
1 会社などに勤務している方、又は内定している方、自営業、農業などを自ら（又は親族）が営んでいる方	最長で小学校就学前まで	月48時間以上働いているとき	保育標準時間 又は保育短時間	就労証明書（父母ともに必要）（就労証明書（簡易版）標準的な様式） ※会社が証明書を4月以降にしか発行できない場合は、4月中に提出してください。 ※証明内容について職場等に確認させていただく場合があります。
仕事を探しているとき	90日以内	仕事を探しているとき	保育短時間	求職状況申立書
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	出産予定日の8週間前の日から、出産日から8週間経過した日の翌月末まで	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	保育標準時間	母子健康手帳の写し※出産予定日を証明できるもの
育児休業取得中、すでに入園している子どもがいて継続利用が必要なとき	最長で小学校就学前まで	育児休業のとき	保育短時間	育児休業取得証明書
病気や障がいのため保育が困難なとき	療養を必要としなくなるまで	病気や障がいのため保育が困難など	保育標準時間 又は保育短時間	医師の診断書
病人や障がい者を介護しているとき	介護を必要としなくなるまで	病人や障がい者を介護しているとき	保育標準時間 又は保育短時間	介護保険被保険者証（要介護認定済のもの）の写し又は医師の診断書
大学や職業訓練校、専門学校などに通っているとき	通学期間中	大学や職業訓練校、専門学校などに通っているとき	保育標準時間 又は保育短時間	在学証明書・時間割などの写し
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	必要な期間	自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	保育標準時間	り災証明書、その他証明書の写し
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	必要な期間	虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	保育標準時間	状況による

※1 保育の必要量について

- 施設を利用するためには保育を受けるための「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育を必要とする認定」は、保護者の申請に基づき、町が「認定証」を交付します。
- 「保育の必要性の認定」は、保育の必要量（利用時間）に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に分類されます。
- 「保育標準時間」は、1日11時間の中で必要とする保育を利用できます。保護者の状況により異なりますが、就労していれば、週30時間・月120時間以上の就労で認定されます。
- 「保育短時間」は、1日8時間の中で必要とする保育を利用できます。就労していれば、月48時間以上120時間未満の就労で認定されます。

【入所審査について】

区分	審査内容
①	2号、3号認定のお子さんの入所については、保育を必要としている理由や優先利用の必要性を審査し、入所の順番を決定します。ただし、入所希望先の保育園（認定こども園の保育部分）の定員数や保育体制により、入所の順番や入所時期が前後する場合があります。
②	定員数を超えるなどの理由で入所できない場合は「待機」となり、その年度内は、改めて手続きする必要はありません。ただし、待機中に幼稚園に入園したなどの理由で、申請を取り下げる場合は、必ず保健福祉課にご連絡ください。

【届出について】

次のような場合は施設又は保健福祉課で手続をしてください。

届出内容
① 住所、氏名の変更
② 家族構成の変更（再婚・離婚・親族等の同居など）
③ 退職、就業時間の変更、転出、病気の回復などにより、保育の必要性がなくなった場合
④ ③のほか、保育が必要となる保護者の状況の変更があった場合
⑤ 電話番号等、連絡先に変更があった場合
⑥ 保育料の算定となる税情報に変更があった場合
⑦ 支給認定証を紛失した場合

【書類の配布場所及び提出先】

配布場所
① 保健福祉課
② にじいろこども園
③ 三川保育園
提出先
① 保健福祉課
② にじいろこども園（1号のみ可）